

## 議案第81号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(芽室町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第1条 芽室町議会の個人情報保護に関する条例（令和5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

(芽室町個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第2条 芽室町個人番号の利用に関する条例（令和6年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(町税条例の一部改正)

第3条 町税条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をしようとするものであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案			現 行		
<p>(芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正) (定義) 第2条 一略一 2～9 一略一 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<b>第2条第9項</b>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 一略一 (利用及び提供の制限) 第12条 一略一 2～4 一略一 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(定義) 第2条 一略一 2～9 一略一 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）<b>第2条第8項</b>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 一略一 (利用及び提供の制限) 第12条 一略一 2～4 一略一 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
一略一			一略一		
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違	第12条第5項の規定により読み替えて適	第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違	第12条第5項の規定により読み替えて適

改正案			現 行		
	反して利用されているとき	用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <b>第2条第10項</b> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき		反して利用されているとき	用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <b>第2条第9項</b> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
—略—			—略—		

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を  
改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町個人情報の利用に関する条例の一部改正) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5) と(6) ー略ー</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5) と(6) ー略ー</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>(町税条例の一部改正)            (町民税の申告)            第36条の2 ー略ー            2～8 ー略ー            9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<b>第2条第16項</b>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>(町民税の申告)            第36条の2 ー略ー            2～8 ー略ー            9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<b>第2条第15項</b>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
<u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>	